

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

☎ 臨時特別給付金推進室 ☎0120-092-191

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した人々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して1世帯10万円の現金を支給します。

- ① **令和3年度市民税非課税世帯(住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く)**
対象世帯へは2月下旬に支給要件の確認書を発送しています。ただし、令和3年1月2日以降の他市町村からの転入により、収入が確認できない世帯へは、申請書を2月末に発送します。書類到着後、必要事項の記入と書類添付の上、返送してください。内容を審査し、非課税が確認できた世帯に対し、指定口座へ振り込みます。
- ② **家計急変世帯:申請が必要**
①の対象者以外で、令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯は、3月下旬から申請受付を開始します。申請書等は市ホームページからダウンロードするか、お問い合わせください。

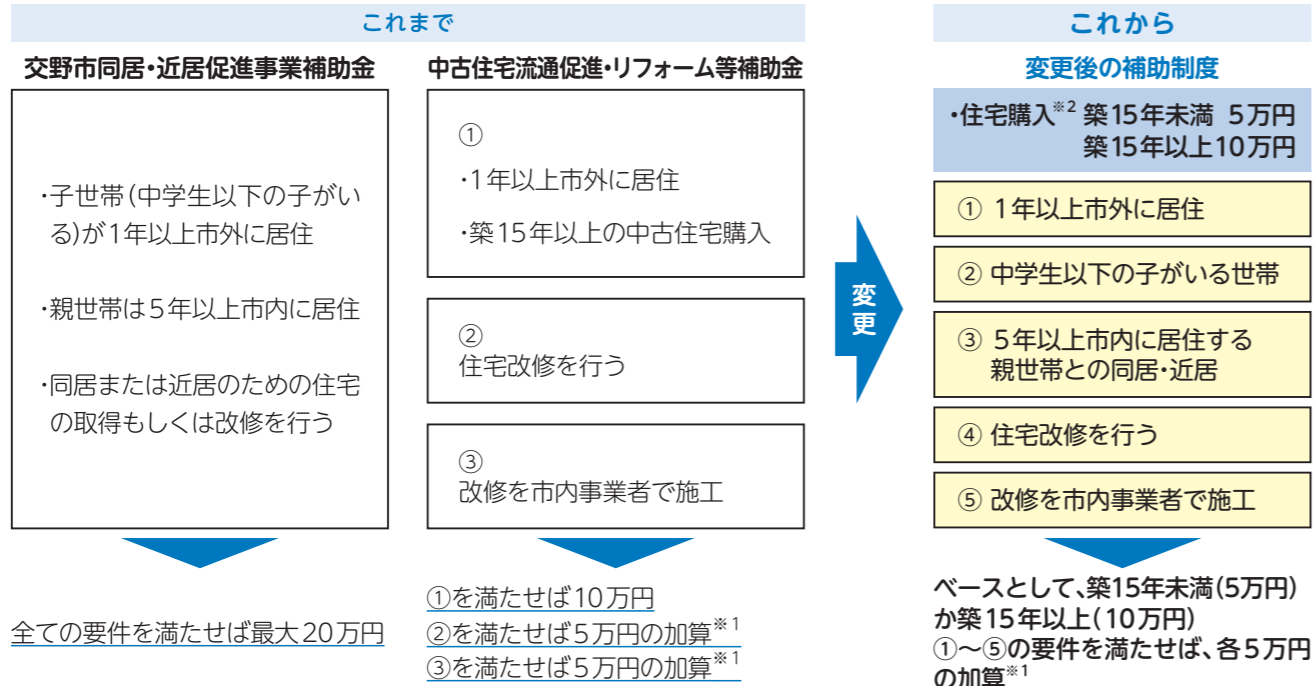
支援金・給付金の申請はお済みですか

- ▷ **新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金【申請期限:3/31(木)必着】**
対象世帯には随時案内を送付しています。詳細は市ホームページをご覧ください。
<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2021112500026/>
☎ 福祉総務課 ☎817-8004
- ▷ **子育て世帯への臨時特別給付金【申請期限:3/31(木)消印有効】**
子育て世帯(高校生相当年齢の児童のみを養育する人・新生児を養育している人・公務員)への臨時特別給付金の申請を受け付け中です。
※3月生まれの新生児は4/20(水)消印有効が提出期限です。
☎ 臨時特別給付金推進室 ☎0120-092-191

住宅取得に係る補助制度が変わります

☎ 都市計画課 ☎892-0121

これまで、下図のとおり同居・近居促進事業補助金と、中古住宅流通促進・リフォーム等補助金を交付してきました。令和4年度からは、これら2つの補助金を統合した上で、対象者の拡充を図るとともに、2つの補助金の対象要件をこれまでの一律方式から積み上げ方式へと変更し、制度の充実を図る予定です。なお、変更後の制度の内容は、4/1(金)以降にお問い合わせください。



※1 改修の加算については、改修費用の50%か、5万円の少ない額

※2 既に市内に居住用の持ち家がある場合は除く

予防接種の接種期限・申請期限は3/31(木)です

☎ 健康増進課 ☎893-6405

麻しん・風しん混合ワクチン(MR)2期

対象 平成27年4/2～28年4/1生まれ
費用 無料

高齢者肺炎球菌

対象 過去に肺炎球菌ワクチン(ニューモバックス)の接種を受けたことがなく、令和3年4/1～4年3/31の間に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる人
費用 2,000円(生活保護世帯に属する人は無料)

風しん抗体検査・予防接種

対象 抗体検査の結果、抗体価が規定以下で、昭和37年4/2～54年4/1生まれの男性
費用 無料
持ち物 クーポン券 紛失した場合は健康増進課にお問い合わせください。
実施医療機関 厚生労働省ホームページ「風しん追加的対策について」をご覧ください。

風しん予防接種費用助成

対象 抗体検査の結果、抗体価が規定以下で、19歳以上の①妊娠を希望する女性②妊娠を希望する女性の配偶者③妊娠をしている女性の配偶者
接種期限 3/31(木)※申請期限も同日
助成金額(いずれも1回限り) 麻しん風しん混合ワクチン(MR) 上限8,000円
風しんワクチン 上限4,000円

医療機関で接種費用を全額支払い後、申請により助成金額を指定口座に振り込みます。接種費用は医療機関により異なります。

定期予防接種の払い戻し

乳幼児定期予防接種と高齢者インフルエンザ・肺炎球菌予防接種費用の払い戻し(償還払い)申請ができます。※上限があります。
接種期間 令和3年4/1～4年3/31分
申請期限 令和4年3/31(木)
※必要書類等は、依頼書発行時に同封している案内をご確認ください。なお、依頼書の申請がない場合は、全額自己負担となります。
申込 健康増進課

実施医療機関
「わが家の健康管理」またはホームページを参照の上、医療機関に直接予約。入院等で他市の医療機関で接種される人は、接種前に健康増進課へ事前申請が必要です。

消費者相談 | 高すぎない? スマホの料金プラン

- Q スマホの安い料金プランが多数出てきましたが、変えた方がよいでしょうか。
- A 契約プランは実際の利用に合っていますか。データ数十ギガプラン加入で数ギガしか使っていない場合や、通話かけ放題プランなのに、通話はほとんど使っていない場合は見直しをしましょう。同じ通信会社でもオンライン専用プラン、サブブランド等の割安なプランがあります。
- 助言 他社へ乗り換える方法もあります。今の端末が使えるか、よく確認しましょう。この場合、解約料の確認も必要です。多くのプランで解約料が廃止、または近く廃止予定ですが、当然端末の分割払いは残ります。また自宅や家族の通信契約とセットで割引を受けている場合は解約でどうなるのか、オプションサービスはどうなるか、検討しましょう。

ゆうゆうセンター 1F 人権と暮らしの相談課 消費生活センター ☎891-5003